

※ 性能等欄の「障がい者等」とは、対象者欄に掲げる者の総称である。

※ (介) …介護保険優先

※ [難] …難病患者等日常生活用具給付事業 (H25.3.31 廃止) の対象用具

別表

種 目	対 象 者	性 能 等	基準額 (円)	耐用 年数
介護訓練支援用具				
特殊寝台 (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい者・児及び寝たきりの状態にある難病患者等。 ※原則として学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
訓練用ベッド [難]	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 ※原則として学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8
特殊マット (失禁・汚染防止用) (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者に限る) の障がい者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児、知的障がい者・児として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもの及び寝たきりの状態にある難病患者等。 ※原則として 3 歳以上	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
特殊マット (褥瘡防止用) (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者に限る) の障がい者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児及び寝たきり状態にある難病患者等。 ※原則として 3 歳以上	褥瘡を防止できる機能を有するもので、空気圧・水圧・ウレタンフォーム等の反発力で体圧を分散させるもの。	100,000	5
特殊尿器 (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 1 級の障がい者・児及び自力で排尿できない難病患者等。 ※原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5
体位変換器 (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい者・児及び寝たきりの状態にある難病患者等。 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものとする。) ※原則として学齢児以上	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	15,000	5
移動用リフト (介) [難]	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等。 ※原則として 3 歳以上	介護者が障がい者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの (ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児。 ※原則として 3 歳以上 18 歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5

浴槽内昇降機 (介)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者・児及び同程度の障がいを有する難病患者等。 ※原則として学齢児以上	浴槽内でリフトが上下するもの。	205,000	8
自立生活支援用具				
入浴補助用具 (介)〔難〕	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する障がい者・児及び入浴に介助を要する難病患者等。 ※原則として3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
便器 (介)〔難〕	下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者・児及び常時介助を要する難病患者等。 ※原則として3歳以上	ポータブルトイレ(便座、バケツ等)からなり、移動可能な便器)又は補高便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの又は和式便器の上に置いて腰掛式に変えるもの)であって、障がい者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	23,100	8
		便器用手すり	5,400	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障がい者・児、知的障害者・児として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもの及び精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	37,900	3
歩行補助杖 〔難〕	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障がい者・児及び下肢が不自由な難病患者等。	一本杖のもの。	4,400	3
移動・移乗支援用具 (介)〔難〕	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障がい者・児及び下肢が不自由な難病患者等。 ※原則として3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8

特殊便器 〔難〕	上肢機能障害２級以上の障がい者・児（原則として学齢時以上）、上肢機能に障がいのある難病患者等（原則として学齢時以上）及び知的障害者・児として判定された障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの。	温水温風を出し得るもの及び知的障害がい者・児を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報機	障害等級２級以上の障がい者・児、知的障害者・児として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもの及び難病患者等。（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみ若しくは難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8
自動消火器 〔難〕	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
電磁調理器	視覚障害２級以上の障がい者・児（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障害者・児として判定された障がいの程度が重度又は最重度であるもの。 ※原則として１８歳以上のもの	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	障がい者等が容易に使用し得るもの。	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の障がい者・児（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもので、次のものを含む。 ・サウンドマスター 36,100円 ・目覚時計 15,300円 ・屋内信号灯 17,800円	87,400	10
視覚障害者用音声ＩＣタグリーダー	視覚障害２級以上の障害者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能有するもの。	59,800	6
在宅療養等支援用具				
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の障がい者・児。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5

ネブライザー〔難〕	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者・児及び呼吸器機能に障がいのある難病患者等で、必要と認められるもの。	障がい者等が容易に使用し得るもの。	36,000	5
電気式たん吸引器〔難〕	上記に同じ。	障がい者等が容易に使用し得るもの。	56,400	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障がい者等が容易に使用し得るもの。	17,000	10
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の障がい者・児(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。 ※原則として学齢児以上のもの	障がい者等が容易に使用し得るもの。	9,000	5
盲人用体重計	視覚障害2級以上の障がい者・児(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。 ※原則として学齢児以上のもの	障がい者等が容易に使用し得るもの。	18,000	5
情報・意思疎通支援用具				
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由に障がいがあって、発声・発語に著しい障がいを有する障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。	98,800	5
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢機能障害2級以上及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能のみ)2級以上の障がい者・児で当該用具の給付により社会参加が見込まれるもの。	障がい者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及びアプリケーションソフト。	100,000	5
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級に限る。)で必要と認められるもの。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	383,500	6
	視覚障害1級の障がい者で必要と認められるもの。	【注2】		
点字器	視覚障害であって、コミュニケーションの手段として必要な障がい者・児。	点筆と呼ばれる針により、点字を1点1点打っていく器具。	10,800	5
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	障がい者等が容易に操作できるもの。	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの。 【注3】	85,000	6
			(再生専用のも のは35,000とする)	

		※申請者が従前の日常生活用具であった「視覚障害者テープレコーダー」を希望する場合。 【注3】	23,000	5
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。 ※原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000	8
盲人用時計	視覚障害2級以上の障がい者・児。 ※原則として学齢児以上のもの （音声時計は、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの。	10,300 （音声式 のものは 13,300と する。）	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者・児、又は発声・発語に著しい障害を有する障がい者・児であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められるもの。 ※原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者等が容易に使用し得るもの。	71,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者・児向け緊急信号を受信するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの。	88,900	6
人工喉頭	音声機能及び言語機能障害者・児で、喉頭摘出者。	電気あるいはゴム弁等により、作られた音を口腔内に共鳴させて、会話をする装置。	72,300	4
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児。	点字により作成された図書。	—	—
動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）〔難〕	人工呼吸器の装着が必要な障がい者・児・難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。	157,500	5

排泄管理支援用具				
ストーマ装具	直腸機能及び膀胱機能障害である障がい者・児。	消化器系	8,900	1ヶ月
		尿路系	11,700	
紙おむつ等	<p>①治療によって、軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しい、びらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。</p> <p>②先天性疾患（先天性鎖肛除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。</p> <p>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者</p> <p>④脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。</p> <p>※原則として2歳以上のもの。</p>	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品。	12,000	1ヶ月
収尿器	膀胱機能障害である障がい者・児及び脊椎損傷等による下肢機能障害等の随伴症状として神経因膀胱による排尿のコントロールが困難な者。	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための道具で、採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置等がついているもの。	8,800	1
住宅改修費				
居住生活動作補助用具（介）〔難〕	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上のものであって、障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの）及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等。	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	400,000	—
天井走行型リフト	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上のものであって、障害程度等級2級以上のもの及び難病患者等で同程度の障がいを有するもの。	巻き上げユニットが天井付近に設置したレールに沿って水平移動するもの、あるいは住宅の壁、床などに固定設置し、その機器の可動範囲内で、自力では移乗できない人を移乗させるもの。	550,000	—

- 【注】 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 視覚障害 1 級の障がい者が必要と認められるものへの給付台数は年間 10 台までとする。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダー又は視覚障害者用テープレコーダーの給付を受けた者は、耐用年数の期間は他方の性能を持つ機器は申請できない。